

## I はじめに

### 1 住宅市街地の開発整備の方針について

住宅市街地の開発整備の方針は、良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランである。

平成2年の「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」（以下「大都市法」という。）の改正により創設された制度で、東京都においては、これまでに、東京都市計画及び多摩部の19都市計画について住宅市街地の開発整備の方針を策定している。

今回、東京都市計画及び多摩部の19都市計画について住宅市街地の開発整備の方針の変更を行う。

### 2 住宅市街地の開発整備の方針に定める事項

大都市法第4条に基づき、次のことを定める。

- ① 住宅市街地の開発整備の目標
- ② 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針
- ③ 重点地区の整備又は開発の計画の概要

### 3 住宅市街地の開発整備の方針に関する主な経緯

平成	2年	6月	大都市法の改正
平成	3年	7月	東京都住宅マスタープラン策定
平成	5年	11月	東京など16都市計画で新規決定
平成	6年	2月	武蔵野など4都市計画で新規決定
平成	8年	5月	八王子都市計画を新規決定
平成	9年	3月	第2次東京都住宅マスタープラン策定
平成	12年	5月	都市計画法の改正（第7条の2追加）
平成	12年	12月	東京構想2000策定
平成	13年	5月	東京など21都市計画で変更
平成	13年	10月	東京の新しい都市づくりビジョン策定
平成	14年	2月	第3次東京都住宅マスタープラン策定
平成	16年	4月	東京など20都市計画で変更
平成	19年	3月	第4次東京都住宅マスタープラン策定
平成	21年	3月	東京など20都市計画で変更
平成	21年	7月	東京の都市づくりビジョン（改定）
平成	24年	3月	第5次東京都住宅マスタープラン策定